

# 特定震災特例経営強化指導計画

## 【あぶくま信用金庫】

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 33 条第 2 項）

平成 2 8 年 6 月



信金中央金庫

## 目 次

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| はじめに                                                | 1  |
| 1. 前経営強化指導計画の総括                                     | 1  |
| 2. 経営強化指導計画の実施期間                                    | 2  |
| 3. 経営指導方針                                           | 2  |
| 4. 指導体制の整備                                          | 3  |
| 5. 経営指導の内容                                          | 4  |
| (1) 経営指導契約の内容                                       | 4  |
| (2) 損害担保契約の内容                                       | 4  |
| (3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの<br>復興に資する方策への指導 | 5  |
| (4) 被災債権の管理および回収に関する指導                              | 7  |
| 6. 経営指導のための施策                                       | 7  |
| (1) 経営強化計画の履行状況の管理                                  | 7  |
| (2) モニタリング                                          | 8  |
| (3) 経営強化計画の履行を確保するために必要な措置                          | 9  |
| 7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容                        | 11 |
| (1) 信託受益権の額および内容                                    | 11 |
| (2) 算定根拠                                            | 11 |

## はじめに

信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、協同組織金融機関である信用金庫の「中央金融機関」として、信用金庫の業務機能の補完や信用力の維持・向上に向けた諸施策に積極的に取り組んでいるところであります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、信用金庫業界においては、東日本大震災により被災した信用金庫（以下「被災信用金庫」という。）が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、同年 11 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の特例措置を活用して資本供与を受けようとする被災信用金庫を対象とした業界の相互支援体制を確立いたしました。

信金中金は、平成 24 年 2 月、東日本大震災により被災したあぶくま信用金庫（以下「当信用金庫」という。）が地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、法の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化いたしました。

当信用金庫は、東日本大震災とその後の福島第一原発事故の影響により、16 店舗中 13 店舗の営業店が閉鎖を余儀なくされましたが、3 店舗については、いち早く通常どおり営業を再開し、被災者への円滑な資金供給および貸付条件の変更等に対応するとともに、資本増強にあたり策定した「特定震災特例経営強化計画」（以下「経営強化計画」という。）に基づき、被災者の経営改善、事業再生および生活再建支援等に積極的に取り組み、被災地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に大きく貢献してまいりました。

この間、当信用金庫の主な事業区域である南相馬市および双葉町、大熊町などの双葉郡 8 町村の福島県浜通り地方では、除染作業や災害公営住宅等の建設、インフラの整備および事業者の事業再開等、復興に向けた歩みが見受けられるものの、福島第一原発事故の影響により未だ帰還できない地域が広範囲にわたっております。また、平成 29 年 3 月には、帰還困難区域を除く居住制限区域および避難指示解除準備区域の避難指示解除が予定されているものの、これまでに避難指示が解除された区域の帰還住民は約 6%に止まっており、今後の避難住民の帰還の趨勢と事業者の復活・再生が重要な課題となっております。

さらに、中小企業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状態が続いており、取引先の経営改善、事業再生、事業承継および創業・成長分野等の新たな事業展開に向けた支援等、当信用金庫が果たすべき役割は益々重要なものとなっております。

このため、当信用金庫は、今般、新たな経営強化計画を策定し、引き続き、金融機能の維持・強化および地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて、経営強化計画に掲げた各種施策に取り組んでいくこととしております。

信金中金は、経営強化計画に対応する新たな「特定震災特例経営強化指導計画」（以下「経営強化指導計画」という。）を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復興・創生に向けた当信用金庫の取組みを継続的かつ全面的に支援してまいります。

## 1. 前経営強化指導計画の総括

信金中金は、平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 5 年間を実施期間とする経営強化指導計画に基づき、当信用金庫の経営陣および関係部門に対するヒアリング等を通じ、経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題等を把握するとともに、子会社を含む信金中金グループおよび信用金庫業界を挙げて、適時・適切に指導・助言および支

援を行い、当信用金庫とともに地域の復興・復興ならびに地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

信金中金は、平成 23 年 4 月、営業推進部内に復興支援対応室を新たに設置（平成 25 年 4 月に東北支店内に移転）し、信用金庫業界、復興庁および地方公共団体等との連携を図り、東日本大震災からの復興に係る被災信用金庫の取組みを支援してまいりました。平成 24 年 4 月には、経営強化計画に係る実施状況等の管理・指導等を行う所管部署である信用金庫部に専担者を 1 名配置するとともに、同年 4 月より信金中金職員 1 名を当信用金庫に出向派遣する等、支援体制を強化してまいりました。

また、当信用金庫の取引先中小企業に対する販路開拓・拡大および事業再生等に係る取組支援については、（一社）東北地区信用金庫協会主催「ビジネスマッチ東北」への大手パイヤー企業の招聘ならびに取引先の商品を掲載したギフトカタログを制作し、全国の信用金庫等へ案内するとともに、平成 23 年 12 月より復興支援ファンド「しんきんの絆」の運営を開始し、被災地域で事業再生に取り組む中小企業に資本金を供給してまいりました。

さらに、平成 25 年 10 月以降、中小企業のライフステージ（創業期、成長期、成熟期、再生・後退期）に応じた各種サポートプログラムを順次提供するとともに、平成 27 年 4 月には、しんきん地方創生支援センターを新設し、地方創生に係る情報提供等を目的としたセミナーの開催や地方公共団体と連携した地方創生に向けた取組みの支援等を行ってまいりました。

加えて、当信用金庫主催の各種研修等へ講師を派遣するとともに、信用金庫役職員向けの実務研修プログラム体系を整備し、当信用金庫からの研修生を多数受け入れる等、人材の育成を積極的に支援してまいりました。

被災地域における東日本大震災からの復興ステージは、平成 28 年 3 月に「集中復興期間」が終了し、政府は、同年 4 月からの 5 年間で新たに「復興・創生期間」と位置づけ、被災者支援、住宅再建、復興まちづくり、産業再生および原子力災害からの復興・創生等の取組みをさらに加速させる方針にあります。

当信用金庫では、地方公共団体および地域関係者等との連携を図り、引き続き、地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて積極的に対応していくこととしております。

信金中金では、引き続き、当信用金庫のニーズ・要望に応じた支援等を実施し、当信用金庫とともに地域の復興・創生ならびに地域経済の活性化に向けて尽力してまいります。

## 2. 経営強化指導計画の実施期間

当信用金庫は、法第 33 条第 1 項に基づき平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの新たな経営強化計画を策定していることから、信金中金は同条第 2 項に基づき、同期間の新たな経営強化指導計画を策定し、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて支援してまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告してまいります。

## 3. 経営指導方針

信金中金は、「東日本大震災からの復興に向けた支援」を平成 28 年度から始まる中期経営計画における重要課題として位置づけ、真の復興に向けた各種支援に取り組んでまいります。

また、信金中金では、経営強化指導計画に基づき、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策を着実に実施出来るよう、その実施状況等をモニタリングするとともに、当該施策の着実な実施に向けて、外部機関との連携を図りつつ、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

## 4. 指導体制の整備

信金中金は、東日本大震災からの復旧・復興支援に資するため、平成 23 年 4 月 1 日付で営業推進部内に復興支援対応室を設置（平成 25 年 4 月に東北支店内に移転）し、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携による各種支援策を実施してまいりました。

こうした中、信用金庫業界においては、被災信用金庫が地域の復旧・復興に向けて、円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮していくことを支援するため、平成 23 年 11 月、法の特例措置を活用する場合に備えた業界支援の枠組みを構築し、信用金庫業界の相互支援体制のさらなる充実・強化を図りました。

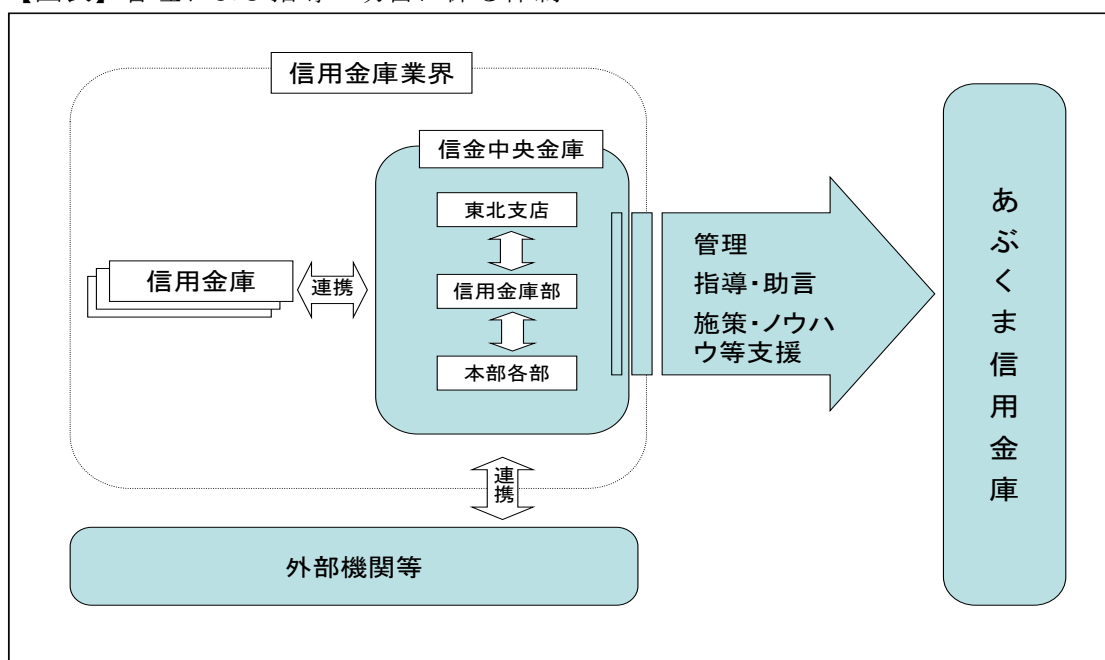
また、信金中金は、平成 24 年 4 月以降、所管部署である信用金庫部に経営強化計画の実施状況等の管理・指導等に係る専担者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制を整備しております。

今後、信金中金では、復興支援対応室を中心として、引き続き、信用金庫業界のネットワークの活用や復興庁等の外部機関との連携を図ってまいります。また、中小企業支援部およびしんきん地方創生支援センター等、各分野の専門的なノウハウを有する本部各部および東北支店が一体となって、当信用金庫の経営強化計画の実施に向けた支援に取り組んでまいります。

なお、経営強化計画および経営強化指導計画の実施状況については、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会(\*)に報告し、適切に管理してまいります。

\* 資本増強制度運営委員会とは、信用金庫業界の資本支援制度の適正かつ円滑な実施を図るため、信金中金理事会の下部機関として設置された機関です。

【図表】管理および指導・助言に係る体制



## 5. 経営指導の内容

### (1) 経営指導契約の内容

#### イ. 契約期間

信金中金は、法附則第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、平成 24 年 2 月 20 日に以下のとおり経営指導契約を当信用金庫と締結しております。

経営指導契約の契約期間は、契約締結日から法附則第 16 条第 3 項に基づく経営が改善した旨の認定または法附則第 17 条第 2 項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

#### ロ. 指導・助言

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫に対し、被災債権の管理および回収に関する指導、その他業務の改善のため、ヒアリング等を通じて必要な指導・助言を行ってまいります。

なお、当該ヒアリング等を通じ、当信用金庫の課題が判明した場合は、信金中金がフォローアップを実施してまいります。

#### ハ. 報告

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫から、経営強化計画の実施状況および業務、財産の状況に関して、以下のとおり定期的に、または随時の報告を受けることとしております。

なお、信金中金は、当信用金庫の経営に重大な影響を及ぼす事項が生じるおそれのあるときは、速やかに報告を受けることとしております。

- ・ 特定震災特例経営強化計画履行状況報告 (3 月末・9 月末基準)
- ・ 被災債権の管理および回収等に係る報告 (           "           )
- ・ 各期末における財務諸表等 (           "           )
- ・ その他業務および財産の状況に係る報告 (随時)

#### ニ. モニタリング

信金中金は、経営指導契約に基づき、当信用金庫に対し、経営強化計画の実施状況等について、モニタリングを定期的に、または随時実施し、必要な指導・助言を行うこととしております。

なお、当該モニタリングは、定期的に経営状況等に関する資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングと、当信用金庫の経営陣および関係部門に対し、定期的に、または随時行うヒアリングおよび貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングにより構成しております。

### (2) 損害担保契約の内容

法附則第 17 条第 2 項に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結した場合、法附則第 19 条第 1 項において、当該契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、預金保険機構に対し申し込むことが出来るとされておりますが、当信用金庫では、現時点において、被災債権の譲渡その他の処分にあって、損害担保契約の締結を想定しておりません。

このため、当信用金庫では、損害担保契約については、将来、締結の必要が生じるような状況となった場合、被災債権の譲渡その他の処分の必要性や費用、契約内容等を慎重に検討し、関係機関等とも協議のうえ、対応することとしております。

今後、当信用金庫から当該契約締結の申出があった場合、信金中金では、締結の是非または契約内容について指導・助言を行ってまいります。

### **(3)被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導**

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策について、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。また、信用金庫業界のネットワークの活用や復興庁等の外部機関との連携を図るとともに、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援に取り組んでまいります。

併せて、当信用金庫が課題を自ら解決していくことが可能となるよう、信用金庫職員向け研修等の人材育成支援を強化してまいります。

#### **イ. 相談機能の強化等に関する方策への指導**

当信用金庫では、お客様サポート室が中心となり、遠隔地に避難されている被災者のために、福島県内 7 か所において定期的な移動相談会を開催しているほか、相談会への出席が困難なお客様に対しては、避難先を個別に訪問し、各種相談等にきめ細かに対応しており、今後も引き続き、相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、相談機能の充実・強化の状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### **ロ. 復興支援関連商品等の提供・推進に関する方策への指導**

当信用金庫では、東日本大震災直後からプロパー融資商品の拡充を図るとともに、信用保証協会の制度融資の活用等、地域の復旧・復興に向けた資金需要に積極的に対応しており、今後も引き続き、復興・創生の各段階における取引先の資金ニーズに適切に対応するため、既存商品の見直しや新商品の開発・提供等、円滑な資金供給に努めることとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、復興支援関連商品等の提供・推進の状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### **ハ. 販路開拓・拡大支援に関する方策への指導**

当信用金庫では、取引先の販路開拓・拡大に資するため、信用金庫業界のネットワークを活用して開催されるビジネスフェアや個別商談会への出展機会を紹介・提供しており、今後も引き続き、当該取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、販路開拓・拡大支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘ならびに取引先の商品を掲載したギフトカタログを制作し、全国の信用金庫へ案内する等、必要に応じて販路開拓・拡大支援への取組みを支援してまいります。

## 二. 創業・新事業開拓支援に関する方策への指導

当信用金庫では、地域における雇用機会の創出および地域経済の活性化に資するため、営業店と本部が連携し、新規創業や新たな事業分野の開拓を目指す事業者に対して、経営相談、指導・助言、セミナーの開催および経営情報の提供等を行っており、今後も引き続き、創業・新事業開拓支援に係る取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、創業・新事業開拓支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、信用金庫の創業支援態勢整備のための「創業支援サポートプログラム」を提供するとともに、創業支援に係る意識の醸成および基礎知識の習得を目的とした信用金庫職員向け研修等を実施してまいります。

さらに、信金中金の子会社である信金キャピタル㈱と連携し、中小企業向け創業・育成&成長支援ファンド「しんさんの翼」を通じて、創業・成長ステージにある信用金庫取引先に対して、資本または資本性資金を供給する等、必要に応じて創業・新事業開拓支援への取組みを支援してまいります。

## ホ. 経営改善・事業再生・事業承継支援に関する方策への指導

当信用金庫では、取引先の経営改善・事業再生・事業承継支援の取組みにあたり、中小企業再生支援協議会、産業復興機構および（独）中小企業基盤整備機構等の専門的な知見、ノウハウおよび機能を積極的に活用しており、今後も引き続き、必要に応じて外部機関との連携を図り、適切な指導・助言および経営課題等解決のための最適な施策の提案を行う等、コンサルティング機能を十分に発揮することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、経営改善・事業再生・事業承継支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、信用金庫取引先に対し、信用金庫との共同による経営改善コンサルティングの実施および取引先等が策定した経営改善計画の検証・診断を行う「経営改善支援サポートプログラム」を提供してまいります。

さらに、信用金庫の事業承継支援態勢整備のための「事業承継支援サポートプログラム」を提供するとともに、事業承継に係る基礎知識および相談対応フローの習得を目的とした信用金庫職員向け研修等の実施ならびに信金キャピタル㈱の活用等、必要に応じて経営改善・事業再生・事業承継支援への取組みを支援してまいります。

## ヘ. 地方創生に向けた支援に関する方策への指導

当信用金庫では、南相馬市における「地方版総合戦略」の策定および戦略に掲げる施策の実施等に係る支援を行うため、「南相馬市まち・ひと・しごと創生有識者会議」等に参画し、定期的に協議を行う等、地方公共団体および地域関係者等との連携強化を図っており、今後も引き続き、地域の復興・創生に向けた取組みを積極的に推進することとしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、当信用金庫の地方創生に向けた支援の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、旅行モデルコースの作成支援等による観光誘客を通じた地域活性化ならびに地域製品の販売戦略の立案等に係る各種支援を行うとともに、RESAS（地域経済分析システム）の活用により作成した「市町村別基礎データ」の提供および信用金庫職員向け研修を実施する等、地方創生に向けた当信用金庫の取組みを支援し

てまいります。

#### ト. その他の施策に関する指導

信金中金は、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、当信用金庫が経営強化計画に掲げた上記イ～ヘ以外の施策の実施状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

#### (4) 被災債権の管理および回収に関する指導

信金中金は、定期的な報告や貸出金実地調査等のモニタリングを通じ、当信用金庫における被災債権の管理および回収について実態を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

##### イ. 被災債権の状況の把握

信金中金は、半期毎に被災債権額の推移等について報告を受けるとともに、被災債権の管理・回収に係る取組状況を確認するため、原則毎年1回、貸出金実地調査を実施してまいります。

##### ロ. 被災した取引先に対する信用供与等に関する方策への指導

当信用金庫では、融資の返済等に支障をきたしている被災した取引先から相談を受けた場合には、約定弁済の一時停止や貸付条件の変更等、柔軟に対応するとともに、今後も引き続き、被災した取引先への円滑な資金供給に努めることとしております。

また、取引先の経営改善については、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携するとともに、二重ローン問題の解消に向けては、産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構および個人版私的整理ガイドライン運営委員会等の外部機関を活用し、被災者の事業再生・再建に向けた支援に取り組むこととしております。

信金中金では、定期的に、または随時行うヒアリング等を通じ、被災した取引先への信用供与等の実施状況および取引先の経営改善支援等の取組状況について検証を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

## 6. 経営指導のための施策

#### (1) 経営強化計画の履行状況の管理

信金中金は、当信用金庫より、定期的に、または随時提出を受ける報告により各種施策の実施状況および課題の把握に努め、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

##### イ. 経営強化計画の履行状況報告

信金中金は、当信用金庫より3月末、9月末を基準日とする「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、各種施策の実施状況および課題を把握し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

なお、「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

## ロ. 被災債権の管理および回収等に係る報告

信金中金は、当信用金庫より3月末、9月末を基準日とする「被災債権の管理および回収等に係る報告」の提出を受け、被災債権の管理・回収の状況および課題を把握し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けて、指導・助言を行ってまいります。

## ハ. 随時報告

信金中金は、上記イおよびロの報告に加え、信金中金が必要と認める場合は随時に、業務および財産の状況に係る報告等の提出を受け、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

## 二. 経営強化指導計画の履行状況報告

信金中金は、3月末、9月末を基準日とする経営強化指導計画の実施状況を、金融庁に報告してまいります。

なお、当該報告は、信金中金理事会および資本増強制度運営委員会に報告してまいります。

## (2) モニタリング

信金中金は、リスク管理状況や経営状況に関して定期的に資料の提出を受けて行うオフサイト・モニタリングのほか、定期的に、または随時行うヒアリングや貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングを実施してまいります。

### イ. オフサイト・モニタリング

#### (イ) リスク管理状況に関するモニタリング

##### a. 市場リスク

信金中金は、月次、四半期、半期毎に市場リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（市場リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

| モニタリング項目                                      |
|-----------------------------------------------|
| ① 月末時点の評価損益の状況                                |
| ② 四半期時点の有価証券の実現損益、リスク感応度、アウトライヤー比率、自己資本に与える影響 |
| ③ 半期時点の大口有価証券の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合            |

##### b. 信用リスク

信金中金は、半期毎に信用リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（信用リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

| モニタリング項目                        |
|---------------------------------|
| ① 業種別の与信状況、金額の推移、ポートフォリオの状況     |
| ② 大口与信先の状況、金額の推移、自己資本額に対する割合の状況 |
| ③ 分類債権の状況、金額の推移、保全率の状況          |

c. 流動性リスク

信金中金は、四半期毎に流動性リスクに係る資料の提出を受け、モニタリングを実施してまいります。

分析結果は、四半期毎に「オフサイト・モニタリング リスク分析資料（流動性リスク編）」として、当信用金庫に還元してまいります。

| モニタリング項目 |
|----------|
| 預金等の状況   |

(d) 経営状況に関するモニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営状況を把握するため、以下の経営管理資料の提出を受け、自己資本、資産内容、経営基盤、収益性等について預金量規模別や地区別に比較する等のモニタリングを実施してまいります。

分析結果は、年度毎に「経営効率分析表」として、当信用金庫に還元してまいります。

| 経営管理資料       |
|--------------|
| ① 決算速報       |
| ② 業務報告書      |
| ③ 経営実態報告     |
| ④ 資産査定等報告書   |
| ⑤ ディスクロージャー誌 |

ロ. オンサイト・モニタリング

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況について、オンサイト・モニタリングを通じて実態を把握するとともに、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

オンサイト・モニタリングは、ヒアリングおよび貸出金実地調査により行います。

ヒアリングは、「特定震災特例経営強化計画履行状況報告」および「被災債権の管理および回収等に係る報告」等の報告を受けて、当信用金庫の経営陣および関係部門に対し、定期的に、または随時実施してまいります。

貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性を検証するとともに、債務者の実態把握、債務者に対する支援状況、潜在的な信用リスクの把握に努めてまいります。

特に、被災債権を対象とする貸出金実地調査は、当信用金庫の自己査定の適切性の検証に加え、事業再生等の取組状況について個別に確認していく必要があると考えており、原則毎年1回、信用金庫部職員が中心となって実施してまいります。

(3) 経営強化計画の履行を確保するために必要な措置

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の円滑かつ確実な実施に向けて、以下の必要な措置を講じてまいります。

## イ. 人的支援の実施

当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣し、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた取組みを支援してまいります。

## ロ. 中小企業に対する経営支援等の取組みの支援

信金中金は、当信用金庫が行う中小企業に対する経営支援等の取組みを支援するため、中小企業のライフステージに応じた各種サポートプログラム（「創業支援サポートプログラム」、「経営改善支援サポートプログラム」、「事業承継支援サポートプログラム」等）を提供しており、必要に応じて当該プログラムの活用を勧奨してまいります。

## ハ. 人材育成への支援

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画を円滑かつ確実に実施していくうえで必要となる中小企業金融等の専門知識を有する人材の育成ニーズに応えるため、当信用金庫主催の各種研修等への講師派遣および各種情報の提供等によるサポートを行うとともに、信用金庫役職員向けの実務研修プログラム体系を整備し、当該プログラムの活用の勧奨を通じ、当信用金庫の人材育成を支援してまいります。

## ニ. 取引先の販路拡大支援

信金中金は、取引先の新事業開拓や販路拡大に向けた当信用金庫の取組みを支援するため、信用金庫業界のネットワークを活用し、当信用金庫の取引先を対象とするビジネスフェア・個別商談会の開催等の支援を実施してまいります。

## ホ. リスク管理態勢強化の支援

信金中金は、当信用金庫に対し、ALM・リスク管理支援および有価証券ポートフォリオ分析を通じ、統合的リスク管理態勢の強化を支援してまいります。

## ヘ. 地方創生に向けた取組みへの支援

信金中金は、地方創生に取り組む信用金庫を支援するため、平成27年3月に地方創生に係る関連本部の組織横断的な会議体として地方創生推進連絡会を設置するとともに、全営業店に地方創生担当者を配置しております。また、平成27年4月には、地域・中小企業研究所に「しんきん地方創生支援センター」を新設する等、支援態勢を構築したほか、同年12月には、信用金庫の地方版総合戦略の推進を支援するため、テーマ別に支援メニューを策定し、「地方創生支援パッケージ」として提供を開始しております。今後も引き続き、当信用金庫の地方創生に向けた取組みを支援してまいります。

## ト. 指導体制の整備

信金中金は、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援を行うため、平成24年4月以降、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る専担者を配置すること等により、指導体制の整備を図っております。今後も引き続き、信用金庫部を中心に各分野の専門的なノウハウを有する本部各部および東北支店が一体となって、経営強化計画の実施状況および課題の把握に努めてまいります。

## 7. 信金中央金庫が保有する信託受益権の額およびその内容

信金中金が保有する信託受益権の額およびその内容については、以下のとおりです。

### (1) 信託受益権の額および内容

|    | 項 目       | 内 容                                                                                  |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 信託        | あぶくま信用金庫優先出資証券信託受益権                                                                  |
| 2  | 受益権形態     | 有価証券等の包括信託契約に基づく受益権                                                                  |
| 3  | 信託設定時信託財産 | あぶくま信用金庫優先出資証券 200 億円                                                                |
| 4  | 信託設定時元本   | 25億円                                                                                 |
| 5  | 配当の方法     | 確定配当（非累積）                                                                            |
| 6  | 配当率       | 預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」ただし、日本円 TIBOR(12 か月物)または 8%のうちいずれか低い方を上限とする。 |
| 7  | 信託設定日     | 平成 24 年 2 月 20 日                                                                     |
| 8  | 受益権譲渡日    | 平成 24 年 2 月 20 日                                                                     |
| 9  | 信託予定期間    | 10 年（延長可能）                                                                           |
| 10 | 期限前弁済     | 信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される。                              |
| 11 | 議決権行使     | 信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。                             |
| 12 | 譲渡        | 不可                                                                                   |
| 13 | 委託者       | 信金中央金庫                                                                               |
| 14 | 受託者       | ㈱しんきん信託銀行                                                                            |
| 15 | 受益者       | 信金中央金庫                                                                               |
| 16 | 信託報酬      | 委託者負担                                                                                |

### (2) 算定根拠

当信用金庫が資本増強時点で把握していた被災債権 297 億円のほか、調査未了となっていた債権 31 億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復旧・復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は 200 億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し 175 億円の信託受益権の買取りを求め、残額の 25 億円の信託受益権を信金中金が保有するものです。

信金中金が保有する額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額としております。

以 上